

第22回教育委員会会議

1 日時 令和元年12月10日 火曜日 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理人

平井 正朗 教育長職務代理人

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

多田 勝哉 教育次長

花田 公絵 旭区担当教育次長

山口 照美 生野区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

武井 宏蔵 学事課長

水口 裕輝 指導部長

弘元 介 初等教育担当課長

藤巻 幸嗣 教務部長

松井 良浩 教職員サービス・監察担当課長

窪田 信也 教職員給与・厚生担当課長

忍 康彦 学校環境整備担当部長

本 教宏 施設整備課長

大川 博史 学校適正配置担当課長

森本 眞一 学校経営管理センター所長

笠作 良一 学校経営管理センター給与・システム担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第61号	市会提出予定案件（その13）
議案第88号	大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案
議案第89号	大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案
議案第90号	大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案
議案第91号	大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案
議案第92号	働き方改革推進プランについて
議案第93号	市会提出予定案件（その20）
議案第94号	市会提出予定案件（その21）
議案第95号	職員の人事について
協議題第40号	教育職員の給与制度について
協議題第41号	今後の学校適正配置の進め方について

なお、議案第61号及び第93号、94号並びに協議題第40号、第41号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第95号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第88号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案」から議案第91号「大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案」までを上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の理由について、本市ではこれまで大阪市教育振興基本計画に掲げるカリキュラム改革の一環として、教育活動のための時間の確保を設けていくこととし、平成25年度に冬季休業期間を一斉に短縮した。また、夏季休業期間についても、空調機等の設置により良好な学習環境を整理した上で、高等学校を除いて段階的にその短縮を行ってきたところである。その結果、今現在十分な教育活動時間を確保できていると考えている。一方、今般教員の働き方改革の観点を踏まえるとともに、授業準備を充実させ、また教育の質の向上を図るなど、円滑な学校運営のための休業日、いわゆる授業を行わない日であるが、休業日を確保する必要があることから、冬季休業期間中を拡大して、平成25年度の短縮前の期間とするほか、年間を通しての教育活動のための時間確保は最大限考慮した上で、暦に応じた柔軟な休業日の設定など、教育委員会が特に必要と認める場合について、休業日を設けることを可能とするため、規則の一部を改正するものである。

次に改正の内容としては、大阪市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大阪市立デザイン教育研究所の冬季休業期間を12月26日から1月6日であるところを、12月25日から1月7日に変更いたしたい。また、その他教育委員会が特に必要と認める日を休業日とするという条文を入れたいと考えている。

施行期日は、令和2年度4月1日としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 平成25年度までは今回改正の12月25日から1月7日までが冬季休業日ということですね。夏休みは平成25年度ぐらいと比べると、現在はクーラーが設置されていますので授業日は増えていると思うのですが、何日ぐらい増えていますか。

【弘元初等教育担当課長】 5日間です。

【森末委員】 5日間も増えているということですね。そうするとそれで確保できる、ということですね。わかりました。それから、暦に応じた柔軟な休業日の設定という文言がありますが、これは例えばどんなことが考えられるのでしょうか。

【水口指導部長】 例えば令和3年度の1学期の終業式は暦上7月20日の火曜日になります。しかしながら、17、18日が土日で19日が海の日になってくるということもございますので、そういった場合につきましては、年間の授業日数を確認した上で、可能であればその日を休業日にしていったらどうかと、そういった形で考えている次第でございます。

【森末委員】 今年はサミットとかいろいろありましたよね。G20とか。そんな関係の

休みなんかもこの条文を使って休業するというのも可能性としてはあるのでしょうか。

【水口指導部長】 おっしゃっていただいたとおりでございます。教育委員会としては特に必要とされる日については、この条文で決めていくということでございます。

【山本教育長】 柔軟性を持たせまして、子供たちの教育の機会を十分保証した上で、働き方改革に沿ってどのようにやっていくかということをもたまたその都度御議論いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第92号「働き方改革推進プランについて」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本議案については、11月5日開催の第20回教育委員会会議の協議題第35号において御意見をいただき、それらの御意見を踏まえて修正したもので、修正した箇所について御説明申し上げます。表1について、令和元年度の欄に4月から10月までの時間外勤務時間の状況を追記している。次に2の勤務時間の上限に関する基準の達成目標について、個々の学校園や教員に義務を課すものでないのであれば、その旨を明記すべきではないかとの御意見をいただいたことを踏まえ、なお書きとして、「この達成目標は個々の学校園や教員に義務を課すものではありませんが、教員の長時間勤務を解消することを通じて、教員の皆さんが子供たちの前で生き生きと働くことができるようにするためにも、ともに達成を目指してまいりましょう」と修正した。次に、各学校園における取り組みの(1)教員の勤務時間の最後の点の箇所について、以前御覧いただいた際には児童などの登校時間や家庭訪問などについて御配慮いただきたい旨記載していた。しかしながら、改めて検討したところ、登校時間については各学校において地域とも協議しながら対応しているところもあり、8時半直前に登校させるようにといった誤ったメッセージを発信することになるのではないかと考えたところであり、家庭訪問や懇談などについて御配慮いただきたい旨に修正させていただいた。

前回お示しした案からの修正点については以上である。教員の長時間勤務の解消は喫緊の課題であり、まずは現時点において速やかに取り組めるものから取り組むものとして本プランをお示しする次第であり、今後も引き続き教員の長時間勤務の要因を分析するとともに、その解消策について検討を進め、随時プランを更新する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 今までの意見をまとめられているということなので、非常に良いことだと思いますが、特に17ページ以降の各学校園の取り組み、教員の勤務時間や、あるいは地域との行事の見直し等について、これは地域の皆さんとの理解も得ながらということになってくると思いますので、是非こういったことを教員が過度な労働にならないように、児童生徒のために生き生きとした姿が見られるように、常にこういったことを発信していく、理解を求めるような努力を今後とも続けていただければありがたいと思います。

【森末委員】 これを働き方改革推進プランとして議決を経て公表するという一方で、各学校に対してこれを基準として勤務時間の短縮の方向に働きかけましょうということですね。仮にここに書かれていることと全く反するような長時間勤務をしている実態があった場合はどのように教育委員会として指導する予定でしょうか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 個別の状況を確認した上で、数字の目標としては直ちに罰則ということではないのですが、状況を確認した上で改善に向けて原因などをお聞きしながら、削減に向けてできることを学校と話しながらしっかり指導してまいりたいというように考えております。

【異委員】 最後から3ページの表を見てみると、やはり中学校の先生の時間外勤務がちょっと多いのかなと思っています。でも、過去3年間を見てみると、少しずつ減少してきている実態がこれを見て把握できるのですが、実際体感としては現場からの声でどのように伝わってきていますか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 例えば中学校ですと部活動の関係で長くなっていると思うのですが、そこは部活動の指針を出していただいたところで、その周知が一定進んでいると考えております。これは部活動ですので、地域、保護者からの要望などもあるかと思うのですが、それは逆に委員会から指針を出していただいたおかげで短縮に向けた話がしやすくなって、実際に短くなっていっているということもお聞きしておりますし、また中学校ですと6時半に自動の音声ガイダンスに電話が切りかわりますので、その後残って事務をする際に、そこは効率的といいますか、一定改善になっているということをお聞きしております。徐々にではありますが、減ってきているということで、これをさらに進めていければと考えております。

【異委員】 近年のニュースなどでも先生方が本当にお忙しくされているというのは、

結構保護者の理解が進んでいると思いますので、先ほど大竹委員がおっしゃったように、大阪市として、教育委員会として保護者や地域の皆さんに理解を求めていくということもどんどん出していけば良いと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第40号「教育職員の給与制度について」を上程。

窪田教職員給与・厚生担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

去る10月4日に本市の人事委員会から職員の給与に関する報告及び勧告がなされた。その中で教育職員の給与制度に関する意見として、①部活動手当の見直し及びその前提として、部活動指導に係る準備時間の削減、②他都市との均衡を考慮しながらの給与カーブのフラット化の検討についてまとめがなされたところである。この度これらについて、対応の方向性の案を作成してまとめたものを御説明する。

まず①の部活動手当の見直しについて、本市では、従前は休日に4時間以上6時間未満、また6時間以上従事した者に対し手当を支給していたが、平成29年度の文部科学省の通知に基づき、4時間以上を1つの枠にするとともに、国の部活動に係るガイドラインの基準を踏まえ、短い時間であっても手当の支給対象となるよう、平成30年度に改正をした。その後、今年度4月に文部科学省から国のガイドラインの基準に鑑み、時間単価はそのままに、支給基準を3時間程度に見直すとの通知があった。文部科学省の通知を踏まえ、人事委員会から意見がなされたことから、休日の部活動に係る平均時間を検証した。その結果、中学校においては1時間ほど減となっているが、いまだ従事者のうち9割以上の教員が2時間以上従事をしてきた。この状況で国の基準に合わせた場合、多くの部活動従事者にとって給与所得が下がることとなる。国が現行の時間単価とした理由は、真に頑張っている教員の士気を高めるということであったことに鑑みると、多くの者の処遇が下がる制度改正は望ましくないこと、また人事委員会の意見に、手当見直しの前提として、まずは部活動に係る従事時間の削減を進めるようにとあることから、今年度は現行の手当額を維持したい。今後は他都市動向を勘案しつつ、部活動指針の周知徹底を図ることにより、平均時間を減少させた後、令和4年度までを目途に制度改正を行いたいと考えている。

次に給与カーブのフラット化について、本市の教育職給料表は、平成29年度の府費負担教職員の権限委譲時に教育職員の職務内容や職責に鑑み、大阪府の給与構造を維持して作

成をした。このため、本市の他の給料表とは構造を異にしていることから、今回の人事委員会から年功的上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化について、他都市との均衡を考慮しながら検討するようにとの意見があったところである。人事委員会からの意見を踏まえ、給与カーブについて検証したところ、給料表そのものの構造については、他都市の教育職給料表と比べ構造の見直しが必要なほど異なるとは言えない状況であった。これに対して昇格構造について、既に国及び他都市においては、55歳相当の号級からの昇格について見直しを行っているところ、大阪府においても同様の見直しを行うため、55歳相当の号級から昇格する場合について、昇格の際加算する額を現行から引き下げたい。

なお、幼稚園教育職給料表の適用者については、他の教育職給料表と異なり、本市の他の給料表と同様の昇格構造を有しており、均衡がとれていることから、改正は行わない。

今後のスケジュールについて、職員団体と交渉を行い、交渉が調ったならば、年度末関連規則を改正の上、制度を周知したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 2点あります。まず1点目の部活動手当について、これはもう少し現行のままにいくという案ですが、やはり将来的に見ると部活動の時間を減らしていくという方向には違いないということから考えると、3時間程度というものを間に入れた方が、より指標的にははっきりするのではないかと考えます。概ね3時間程度にしていこうという意味合いです。今の平均従事時間がまだ5時間を超えているということで、部活動の先生方の意欲をなくすということであれば、真ん中に3時間程度というのを入れる案はどうかと思う。要は4時間と2時間だけだと、4時間より下にしなさいというような意味合いみにしか見えないので、やっぱりそういう意味では3時間程度があれば文部科学省も言っているようにそれを目標にして頑張ろうということになると思います。それから2点目で、給与カーブのこと、昇給と昇格の定義を教えてください。両方とも年齢給的なものだとすると、やっぱりそれはそれで打ちどめという考えがありますが、もう一つがある意味では業績的なもの、あるいは資格的に見て今までの級から上の級に上がったということで、資格的なものがあるなら、そちらのほうは残してもいいかなという気はするので、昇給と昇格の定義について説明願えればありがたい。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 現状では、2時間以上4時間未満と4時間以上とということですので、3時間という設定をしてよりきめ細かくということの御提案かと思

ます。きめ細かくすると、それだけ実態に応じた対応も可能で、3時間程度を目指すという意識を持っていただくということであれば、そういう改正もありうるかなと思います。ただ、余り細かくし過ぎますと、時間の管理といいますか、制度の周知としては複雑になりますので、いただいた御意見を踏まえ、一度検討させていただければと思います。

【大竹委員】 やっぱり2時間以上4時間未満と4時間以上という、4時間を下回ればいいというイメージがどうしても強くなってしまふものだから、間に3時間という設定を入れれば、細かくしたとしても、3時間だからこれの枠だよねという時間の感覚という点で、実際の先生方にとってより明確になるのかなと考えます。是非検討していただければと思います。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 もう一つ、昇給と昇格について、昇給といいますのは、例えば2級53号級の給料を受けている教員が同じ2級の縦のラインで、同じ職責に基づいて給料号給が上がっていくのを昇給といいまして、昇格といいますのは例えば2級の次に特2級という級があります。これは2級よりもさらに上の職責に基づく級になり、上の級に渡るときに昇格と申しております。今回は、昇給は55歳以上で停止するのですが、昇格のときに例えば2級から特2級に給料表の級が渡るときに、一定の加算をした上で昇格をするということになっています。その昇格の際に上がる幅を55歳で昇給が停止しますので、それと同じような考えで、昇格の際の給料額の上昇についての年功的な要素を廃止するために加算額を減じていきたいというものでございます。

【大竹委員】 そのときの年功というのは、若い人と年を取った人の年功なのでしょう。要は55歳からでも違うところに飛び級ができるというのは、それだけの能力がある、あるいはそれだけの業績があるから認められたということであると思いますので、ここに書いてあるような年功的上昇の要素が強いということではないと思いますが。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 能力が認められて昇格していくということですので、もちろんそうなのですが、一方で昇給、昇格とのバランスの中で、高齢の方の給与が上がりますとどうしても給与カーブが大きくなってしまいますので、そのバランスをとる必要があるということで今回の改正を提示させていただいております。

【大竹委員】 要は、業績は認めるけれども、若い人の昇格の幅よりも年齢が高い人の昇格の幅のほうが大きくなっているということを行っているのでしょうか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 昇格の幅が今は同一の幅になっていますので、年を取ってから昇格する場合の幅を小さくしたいということでございます。55歳までに昇格

された方と55歳以降に昇格された方の加算額の幅について、55歳以上の方はその幅を小さくしたいということです。それで高齢者の給与が上がっていくのを少しでも抑えたいという趣旨でございます。国や大阪府も同様のことをしようということです、それにならって同じような扱いにさせていただければと考えております。

【森末委員】 大竹先生のおっしゃる趣旨はよくわかります。それだけの職責が重い仕事を任されるのだから、それはそれで別に評価したらいいのではないかということだと思います。確かにそうなのですが、均衡の原則というものがあまして、ほかのところと同じようにできるだけしなければならぬという決まりがあるので、大阪府や国と異なって、本市だけ上昇幅が大きくなるのは避ける必要があるということでおっしゃっているわけですね。それがいいかどうかはわかりませんが。

【山本教育長】 もうあと先何年しかない職員について、処遇はするけれども、若い人ほど処遇するというのは、税の使い方からいったらちょっと甘いのではないかということがあります。これは何もここだけの議論じゃなくて、大分前からそういう議論があって、いろんな俸給表が全部そういう形になっていますので、今回教育職の給料表もそれに合わせていくという発想ですね。

【大竹委員】 ただ、昇格も年功的な要素がある、昇格も年功的だと言っているから、そこはもうちょっと適正にやらないといけないとは思いますが。

【山本教育長】 確かに年功的上昇の要素ということをおっしゃる必要はないと思います。

【大竹委員】 年功的って言われちゃうとね。幅を小さくするという話は、それはそれで今の全体的な財政の状況から見て、若い人に振り分けるのはいいと思いますが、何か年功的上昇の強い構造を持っているからと言われると、何のためにという気がしますので。

【森末委員】 私も1点だけ。この部活動手当ですけど、確かに難しいですよ。一方では頑張った先生には処遇しましょうという面があって、4時間以上で3,600円にしたということがあります。しかしながら、一方ではクラブ活動は3時間以内、できるだけ短くしましょうよと、こういう要請があって、この2つの相反する要請がありながらどうするかという問題がありますよね。1つの提案としたら、4時間以上の場合で3,600円というのを維持しようということですね。これを例えば3時間程度というふうに、程度と置きかえるというようすればどうかと今思いました。休日において3時間程度従事した場合に3,600円を維持するという案はどうでしょうか。下のほうも変えないといけませんが、それでい

けるのであれば、一応すんなりおさまるかなと思います。4時間で、3,600円で時間に換算すると900円なのに、3時間で1,200円になります。単価が上がるといことがありますが、単価が上がると言っても、超過勤務手当ではないので、あくまで3,600円というのはずっと維持してきて、3時間程度でそれだけ払いますよということ。急に処遇を落とさないということであれば、そちらは一応担保できるし、逆に3時間ですよというメッセージも担保できるのでどうでしょうか。

【大竹委員】 3時間で3,600円だと金額的には上がってしまう。

【森末委員】 単価的にはね。だけど、本当は要するに1時間当たりいくらというのではなくて、要するに3,600円は3,600円で維持して、3時間でも同額を暫定的に置いておくということできないかどうかという話です。それが問題なら仕方ないですが。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 頑張っている教員に報いるということではあるのですが、実質単価のことではないということではあります。処遇がちょっと上がり過ぎるのかなという懸念はございます。国が一方で、3時間で2,700円というように通知していますので、そこと合わないといひますか、国の基準との整合がとれなくなりますので。

【森末委員】 そこについては急に下げたら処遇がいきなり下がるから、何年間かは3,600円にとりあえずするというのであれば、一応制度的にはありうるのではないのでしょうか。許されるかどうかはわかりませんが。

【大竹委員】 2時間から3時間未満と、3時間程度と3時間から4時間、3時間を1個入れれば、森末委員が言った話と同じになるのではないのでしょうか。

【森末委員】 ただ問題は、そうすると4時間頑張ったら3,600円になるから4時間までやろうというメッセージを出すことになるかもしれないというのが気になる、それだけです。

【巽委員】 国のガイドラインで大阪市もそうなのですが、土日の活動を3時間程度にするというのは、これは徹底していきいたいと思っているのです。ここには3時間程度2,700円と書いてあるのですが、よく考えたら土日で試合なんか、試合の数の見直しとかはありますけど、ちょっとその話は置いておいて、試合とかに引率とかになると、確実に3時間では無理な話なのです。片道1時間で行って、帰り1時間で、試合1時間とすることは不可能に近いので、例えば試合を含む活動で4時間以上とか3時間以上で、試合を含むものに関しては一番高い3,600円という手当で、土日の部活動の活動は、これは3時間で

徹底してもらいたいのので、3時間というのは国のガイドラインに従ってこの金額に合わすというのにしたら一番きれいにおさまるのではないかと思います。

【森末委員】 その折衷案がまさに正解かもしれません。

【異委員】 試合を含む部活動の活動というような。明らかに3時間では試合は厳しいと思いますので。

【森末委員】 本当は3時間と言っているのに、ただやむを得ない場合で仕方がないケースもありますね。

【異委員】 そこをちょっとごっちゃにしてしまったらいけないので、やっぱり試合とかイベント、吹奏楽とかのそういう課外活動を含むところを、ちょっと文言を入れたらきれいにおさまるかなと思います。

【森末委員】 処遇だけ考えたら2,700円で3時間、あともうちょっと頑張ったら3,600円になるよねというインセンティブを与えながら、でもしたらいけないと二律背反するのが一番困るということですよね。うちは4時間頑張れというような話になってくる。そうじゃないと言いながら、書いているのはそうなるので、それを何とか違う形に、3時間ですよというのをはっきり書きたいというのが必要ですね。

【異委員】 あとこれをいつからするかというところですが、先ほど私が聞き逃していたら申しわけないのですが、令和4年とおっしゃっていたと思いますが。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 令和4年度までということで、従事時間数を減らした上で令和4年度までには国の基準に合わせられればというふうに考えているところです。

【異委員】 令和4年にした理由というのはどういうことでしょうか。そこまで延ばさなくてもいいのかな、もう少しスピード感があって、令和3年、もしくは令和2年度から国に合わせて先陣切って行けるのではないかなというふうには個人的には思ったのですが。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 令和2年といいますとすぐということになりますので。

【異委員】 ちょっと2年は早いかもしれませんが。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 今おっしゃっていただいた御意見を踏まえて検討する時間をいただきたいと思います。人事委員会の意見の前提としては、従事時間を減らしなさいということがございますので、その検証もさせていただく必要があるかと思っておりますので、そこもさせていただく時間として、令和4年ということをお願いしたところで

す。

【異委員】 時間が具体的にどこまで下がったらとなってくるかもしれないですね。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 もちろんどこまで減ったかということの見きわめも必要なのですが、遅くともという言い方は余り適切ではないかもしれませんが、もしかすると周知されて減っていますということであれば、3年度を目指しての改正も考える必要もあろうかと思えますし、様々な状況を見ながら時期は考えたいと思っているところが正直なところでございます。

【石橋担当係長】 この案件につきましては、実は条例で金額が定まっておりますので、可能であれば今いただいた意見も踏まえて、例えば額を細かくするとしても、1年いただければきちんと時間が減っているかどうかなども見きわめていけるのかなというふうに事務局としては思っています。

【森末委員】 条例改正が必要なのですね。

【山本教育長】 いろんな御意見をいただきましたけど、改定のレベルの問題もありますし、施策としてはやはり負担軽減という意味で、ほかの施策でも部活動指導員の配置などをやっているわけですから、現場のほうでうまく活用していただいて、一定現場の実情を見ながら、先ほど令和4年ということになっていましたけども、令和4年には3時間を超えるような実例というのをなくして行って、3時間の範囲の中でおおむね3時間程度で、4時間を超えないような範囲で行ければ、国の考え方への対応の漏れがなくて、現場でマッチするわけですね。そここのところに行き着くために必要な時間設定が、学校の現場の実情から見たときに1年で可能なのか。それは学校によりけりだと思うのですが、やはり全ての学校を網羅するようなときに2年必要なかということがあります。令和4年にやるということはあと2年でそれをやるということを言っているわけですが、そのあたりを今いろいろいただいた御意見も含めて、現場の声も少し確認してもらって、もう一度、これは様々ご議論をいただくために協議題としているわけですので、検討してもう一度上げていただいて、また議論をさせていただくようにしてもらえればと思います。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 2点目のほうも表現のところを含めて御指摘いただきましたので、間違ったメッセージにならないように説明をしながら、この案で進めさせていただければと思います。

【大竹委員】 そういう面では昇格的な要素についても、高齢の方は申しわけないけど下げるとするのは、それはそれでわかるのですが、例えば教頭が校長になっても年功だと

言われるのも少し違和感があります。55歳を超えて年功で校長になったと言われても困りますので。

協議題第41号「今後の学校適正配置の進め方について」

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず初めに生野区西部地域学校再編整備計画は、小規模化が進んだ小学校が集中している生野区西部地域の12の小学校と5つの中学校を4つの小学校と4つの中学校に再編整備することとして、その具体的な考え方や新たな学校の配置案、その考え方、今後の進め方などをまとめ、平成28年2月に策定、公表された計画である。趣旨、目的として、小規模化が進んだ小学校を再編し、子供たちが切磋琢磨して社会性や生き抜く力を身につけることなどできるように、教育環境の改善を実現することを趣旨、目的としている。

西部地域の各地域の状況について、田島中学校区は、平成29年度に将来の学校を考える会を設置し、合計8回にわたって意見交換を行った後、整備計画案を作成し、周知をした。現在、学校設置協議会を立ち上げるために、地域保護者の代表の方々に対して、委員の選出を依頼しているところであるが、田島小学校の地域保護者ともに委員の推薦をいただけていない状況がある。なお、田島小学校の保護者については、行政主導で協議会を設置するのであれば、参加をするという意向を示していただいている。生野南小学校の地域については、参加の意向を聞いている。生野中学校区は、4小学校区のうち2小学校区の関係者による学校設置協議会を設置して協議を進めているところである。この協議会において、令和4年4月に学校を再編し、義務教育学校の設置を目指すことを協議会決定いただいているが、2小学校区からは御参加をいただけていない。林寺小学校区については、学校再編の必要性について理解はいただいているものの、区への対応の不信感から静観という立場をとられており、舍利寺小学校区については、そのような大規模な再編は地域が寂れてしまうため、一旦立ちどまることを主張されており、保護者はこういう地域の考え方、姿勢にに応じているため、地域保護者からの委員選出がいただけていない状況があるが、保護者からは行政の決定事項として進めるほうがよいのではないかというお考えも聞いている。桃谷中学校区、大池中学校区の進捗状況は、大池中学校区の第1次再編について、現在、御幸森小学校と中川小学校の統合について協議を進めているところである。これまで区担当次長である生野区長を中心に地域への説明、意見交換から合意形成に向け取り組んできたところであるが、田島中学校区と生野中学校区について説明したとおり、地域保護者と

の話し合いが進まない状況になっており、今後の進め方について教育委員会の皆様から御助言をいただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 教育委員会とこの議論のかかわりは、平成27年度からだったと思いますが。

【忍学校環境整備担当部長】 27年度の4月ぐらいに、当時の橋下市長、生野区は小規模な学校が非常に近接しているということで特例的な取り組みが必要だということと、あと市内中心部であるのが、非常に重要性がふえているところを御協議いただいたということから始まっています。

【山本教育長】 それは総合教育会議ですよ。総合教育会議に上がった段階で、当時の橋下市長のもとで、教育委員会の課題として、生野区の大規模な再編計画を決定していくとか、それは区のほうでまたそこから原案をつくっていくという流れでやっていると。あわせて、本来学校の跡地というのは、基本的には転用が図られなければ売却をして財源に充てることになっているのですが、生野の学校の跡地については、大規模な再編であるということを前提として、基本的には地域といいますか区のほうで活用していく、売却財源としては考えずに、地域の発展のために使うということになっていました。ですから、一定の数の学校を4小、4中の形に整理して、新しい学校づくりを行うと同時に、学校として使われなくなった土地や建物は、地域の活性化のために活用するというのを橋下市長のほうで御了承いただいたのが4年ちょっと前です。そこから今言われたようなスケジュールで、区のほうを中心にして地域とのお話を進めてきたのですが、いろいろな御意見なり立場の方がおられて、今なかなか成案に至っていないと。生野中学校区と田島中学校区の2つがいろいろな設備整備の段階で、どうするかをある程度確定していく時期に来ているというのが今の状況です。

【大竹委員】 これは生野区単独の話でなくて、やっぱりルール化をしてやっていかないとなかなか前に向いて進まないということがありますので、本当は先にルールの話も含めて議論しないと、これだけではいけないと思います。ただ個別のそれぞれの地区なり小学校から見ると、1つは小学校そのものがなくなることによって地域が寂れると、地域活性化ということをもし懸念しておられるようだとすると、やっぱりその跡地を含めて、小学校だけじゃなくて、地域の活性化というのを示していかないと、今のままだとやっぱり

膠着になってしまうと思います。反対をしている人は、地域の活性化案が出たとしても、やっぱり小学校は残してほしいと言うのかどうかというところが余りよくわかりません。特に1つの地域は地下鉄の延伸と引きかえというような格好になっているので、これもある意味じゃ地下鉄が延伸すると、自分たちの足は便利になるかもわからないけれど、本当に活性化になるかどうかということも含めて考える必要があると思います。やっぱり児童生徒のためというところとか、そういったことを大義名分でいかないと、なかなか小学校、ある程度人数がいて、学年の年齢もある程度様々な人がいて、放課後のいろんな活動ができるとか、あるいは先生もある程度先生を確保しようと思ってというようなことを正論として出しながら、なおかつそういったものを正論で言うのは、多分統廃合のいろんなルール化につながると思うんですけども、そういったものを正論で行きながら、一方では地元の方々が心配されている地域の活性化について、もう少しいろいろな案を出して説得に当たるということをしていかないと、全員が合意をするというのはちょっと難しいのかなという気はします。まずはもう一度やっぱり正論で押すということなのだろうというふうに思います。ここの地区だけについて言えばね。この手のものは、なぜ自分の地区だけは統廃合して、あちはまだなのかということがあるから、やっぱり生野区だけではなくて、大阪市全体としてどのような大義名分、児童生徒のためということと教育環境をさらによくするためということを前面にしながら、その地域の方だけが何か割を食ったというような感覚を持たれないようにするというのが大事なのだろうと思います。

【森末委員】 特例的な取り組みということで3つぐらい上げておられるのですが、このインセンティブを与えるということ、その中の跡地の活用というのがかなり重要な要素なんでしょうけど、跡地の活用も含めた協議会で本来地元の意見を吸い上げてということなんでしょうか。こちらからこんなことを考えていますよということではないのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 跡地は小学校の跡地なので、協議会はいろんな地域が集まりますから、小学校区で部会みたいなものを下につくってやろうということで、区側からこんなのですかというのを提案できるようにちょっと予算もとって、民間に検討してもらおうとか。

【森末委員】 それでは、できるわけですね。大竹委員がおっしゃったような、こんなことをやりますよ、どうですかというふうなことをアピールして、どうですかという話是可以のできるわけですね。それであれば、そういう魅力あるものを示していただいて、それでもだ

めなら考えないといけないということになりますね。

【川本政策推進担当部長】 実際には賛成いただいている、参加いただいている地域のほうは話は大分進んではいます。

【森末委員】 協議会に参加しないという地元にもこんなことをしますよということはおっしゃっているのですよね。

【山口生野区担当教育次長】 跡地を核としたまちづくり構想というのはもう既につくっているのだから、参画したい企業や団体に手を挙げてもらう、そういった会議も公開でやっています。

【森末委員】 確かにたくさんあった小学校が、12小が4になって8減るというのは、地元にとってはとても衝撃的な数字なのですが、とはいいいながら大阪市と市の基本方針として総合教育会議で決まったことなので、やはり進めていかないといけない。地元の同意はあったほうがいいのは間違いないですけど、開発のときでも何でも真摯に協議して、それでもだめならある程度の方針で行くというのは行政の進め方としてはあり得る話なので、それは考えていかないといけないと思います。次の話ですけど。

【山本教育長】 議論がスタートしてから現行の該当の今の生徒児童の状況というものをちゃんと委員の皆様には言わないと、案だけ示したところで例えば27年に議論スタートしたけれども、今の段階で生徒数が戻っているとか、ちゃんとした御議論いただくのであれば、客観的な部分をもう少し説明をしていってやっていかないといけないのでは。あくまで教育委員会なので、活性化はやはりとても気になることだけれども、まず一番大事なのは、今と、これからそこで学んでいく子どもたちがどうなるのかということの客観的な認識というものを各委員にちゃんとお伝えをした上での議論をしていかないと、執行機関としてはちゃんと上手に仕事してくださいよとしか言えない。今後の児童数の見込みも含めて今どういう状況に各学校があるのかということをやっぱり我々は冷静に見ていかないといけないので、そこもちゃんと客観的に説明が要るのではないかなとは思っていますね。

【忍学校環境整備担当部長】 今頂戴したような御意見を踏まえ、データもそろえさせていただき、改めてまた御議論いただければと思います。

【大竹委員】 今教育長が言われたように、我々は教育委員会なので、街づくりや活性化は説得する材料としてのやり方なので、我々としてはそのほうが教える側にとっても、あるいは学ぶ側にとっても、それが時代の流れとして一番いいということをやっぱり訴えていくというのが正論ですので、そこをはっきりしていかないといけないと思うし、地域

はどうしても学校があればあったほうがいいみたいな話になっていけば、あっちの学校どうだ、こっちの学校どうだということになるから、やっぱり市として全体のルールを明確にしてやるということが大切なんだろうと思います。この後のルールのつくり方というところが、やっぱり我々としては一番大きなところかなと思います。

【忍学校環境整備担当部長】 生野区のことにつきましては、また今言ったようなものを踏まえまして、改めて議論いただくように設定をいたしたいと思います。

続きまして、学校配置の適正化に向けた統一ルールの条例、規則化について御説明をさせていただきます。まず1、学校現場の現状と課題について、平成24年度に大阪市教育行政基本条例や大阪市学校活性化条例が制定をされ、平成29年3月には大阪市教育振興基本計画の改定をいたしました。2つの最重要目標を掲げて取り組んでおりますけれども、学力向上などで掲げた成果指標の進捗が順調とは言えない状況がございます。学校現場では、教育を担う組織面の課題が大きくなり、一人一人の教員、学校にかかる負担が増大している状況がございます。これに対応するため、学校の負担軽減や人材の育成にも取り組んでいるところでございますが、280校を超える小学校を抱えて、その3割が小規模化している状況にある中では、教育委員会からの取り組みや支援が分散してしまい、効果を十分に上げることができない状況にあると考えております。これからの学校教育においては、多様な人間関係を構築する環境を意図的に創出することが期待されておきまして、教育内容の充実を図るためにも、一定程度の学級数が必要になるというふうに考えているところでございます。学校配置の適正化について、小規模化についてのメリットはありますものの、課題も見られますことから、本市におきましても国の方針に従いまして、大阪市学校適正配置審議会の答申に基づいて指針を定め、学校配置の適正化を推進しているところです。各学年、第2学級以上の規模となりますと、経験年数のバランスを考慮した教員配置が可能となって、目標や方針を共有して、学力向上などの課題に取り組み、また人材育成や教員の資質向上にもつながるなど、学校配置の適正化は学校教育の質的な向上に資すると考えられます。教育委員会からの支援の最適化については、サポート訪問や学力向上推進モデル事業などを実施しておりますけれども、学校配置の適正化が進めば、訪問回数の増がありますとか、対象教員の増が実現でき、支援の質の向上も見込まれるものというふうに考えているところです。学校配置の適正化における課題として、令和元年度においてもなお適正配置対象校が84校となっており、今後の少子化、学校の小規模化の進展を考えますと、学校配置の適正化という課題はさらに深刻化していくことが予想されます。先ほど御

説明をいたしました生野区西部地域の学校再編につきましても、計画案の提示からおよそ4年が経過しようとしている中、順調と言えない状況となっております。適正配置対象校が多くある中で意見がまとまりにくく、学校配置の適正化の必要性について理解はされるものの、再編ありきと思われる協議では参加を躊躇されるなど、ジレンマが生じている状況がございます。今後さらに小規模校がふえていくことで、同様の課題が考えられますことから、学校配置の適正化を進める方針を明確にするとともに、学校再編計画の策定の行い方や地域保護者との話し合いの設定などのルールを定め、子供の教育環境の改善という目的のもと、学校や地域、保護者が協力をして、学校配置の適正化を早期に進めていくことが必要であろうと考えております。条例で学校配置の適正化を定める趣旨としては、大阪市学校適正配置審議会の答申、それを踏まえた教育委員会の指針に基づいておりまして、その必要性、緊急性が全市で共有されている状況にはないという認識がございます。その中で学校配置の適正化の是非が個別に陳情という形で市会に提出され審議される傾向がございます。学校配置の適正化の対象となる基準について考慮すべき内容を全市的にも統一しておく必要があるのではないかと考えております。学校配置の適正化を進めるに当たっては、原案を作成する責任者ですとか、統合協議会などの権限、地域の方々や保護者の役割を明確化する必要もあると考えているところです。以上のような状況を踏まえ、教育委員会事務局といたしましては、現在の大阪市学校活性化条例に小学校の適正規模の確保について1条を加えさせていただいて、またこの条文を補完する教育委員会規則を定めることを考えているところです。現状考えております今後のスケジュールとして、本日御協議いただきました内容を整理させていただいて、次回12月17日の教育委員会会議において改めて御提案をさせていただき、御審議をお願いしたいと考えております。また、教育委員の皆様のご理解が得られましたら、市長に相談を申し上げ、12月24日に予定されております総合教育会議におきまして、市長との意見交換を行っていただきたいというふうに考えております。なお、条例改正を行うとした場合、来年、令和2年の1月21日予定されております教育委員会会議の議決をいただきまして、2月、3月市会に上程させていただくこと、また教育委員会規則につきましては、3月の教育委員会会議において御審議いただくことを考えております。

【大竹委員】 適正規模の考え方は、大阪市の学校適正配置審議会の意見を尊重するというのでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 現状、12学級未満でないとか、複数学級がない学校など

が基準として示されております。

【大竹委員】 基本的な協議の進め方の例について、今回条例を改正し、あと教育委員会の規則を定めるということで、基本的な協議の進め方にどこか影響がありますか。どこが影響が一番大きくあるのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 統合に向けた合意形成は、現状ではこことこの学校をくっつけようということについて公にすることなしに、地域に話し合いをしてくのですが、実は統合協議会は地域の人や保護者が入ってやるのですけども、その会議の位置づけというのが公的には決まっていないうことがあります。ルールというものがないものから、例えば教育委員会がそれを任命するのとか、区役所が任命するのとかいうところが決まっていないうのと、それから統合協議会で議論されるべき内容というのも共通認識されていないので、協議会を設置してからいろいろ考えていかなければいけないということになりますので、こういう手続で進めますよというところをあらかじめ決めておくということと、協議会の権限や参加される方の権限というのを明らかにしておくということが大きな一つです。

【大竹委員】 例えば先ほど生野区でいろいろあったので、そのときの進め方と、例えば条例ができたときにどういうふうに少し変わってくるのかというのを示しながらやると議論がしやすいかなと思います。

【川本政策推進担当部長】 12学級以上24学級以下を適正規模とする、適正配置対象校をこれにするというのは割と共通認識されているのですが、まず再編整備計画案という、要はどこどこを統合してどうしていきますよというところの考え方が余り共有されておらず、いつ統合するのかというところ、例えば後ろの期限を切ってしまうと地域が反発するとか、そういったところをはっきりと示せなかったというところが1つございます。この点について、再編計画案を公表することを前提につくっていくということが1つ大きな改正点かと思われまふ。今までやっていた統合協議会の位置づけが非常に不明確で、統合協議会に参加される方が要は「いいよ」と言わなければ統合しないという形に理解されている場合もありますので、この位置づけ、その権限をちゃんと決めようかということなんです。いろいろ意見をいただいた上で、その実行を区役所と教育委員会のほうで進めるというような手続の流れを考えております。具体的な流れがどういうふうになるかというのはいちよと整理しないと確かにわかりにくいと思いますので、整理をさせていただきます。

【異委員】 条例化するということは、統合に向けたこれまでの合意形成がなくなると

いいですか、ここで今すごく時間がかかってとまっている現状があるというところは大幅に省かれて、どんどんスピード化されて進んでいくということなのですよね。地域の方とか保護者の、全員一致という形ではなくなるということですね。

【川本政策推進担当部長】 今まで25年度に出した指針では合意というのは「はい」ということじゃなくて、統合後の学校に理解と協力がもらえる状態になったことを地域との合意という言い方をしていますので、合意ということと意思決定として決めるようなイメージがあるのですが、その判断が不明確ですので、そこを整理したということです。

【平井委員】 制度設計はこれで大枠はわかるのですが、結局地域のハレーションはあるでしょう、感情的なもの。結局、これ以上突っ込んでも答え出ないし、下手をすともう出席しないみたいな形になってしまう。そのときにスクラップ・アンド・ビルドで一番大事なことというのは、制度設計の部分が余り前に出過ぎると、感情に抵触する。だから、地域の人にしても保護者にしても、我が子を預けて、この学校でどれだけ伸ばしてくれて、どれだけ力つくかということを示すことが先だと思っています。ですので、ハレーションを少しでも和らげるために、それこそ1つの事例として、生野区独自の未来の教室を考えたらどうかと思います。別に経済産業省がいいというわけじゃないですよ。賛否ありますので。ただ大阪市独自のいわゆる生野区独自の合併した後、スクラップ・アンド・ビルドした後の学校はこうなって、その中でこういう教育をして、6年間とか3年間、子どもをこう育てるといようなことが示されるといいと思います。だからアプローチの仕方、さっきからずっと聞いていると、制度設計上のことなので、これ下手をすると何となく行くわけですね。このような形でおろせば、今度はもっとややこしくなるのが見えているので、ちょっとやり方についてハレーションを防ぐとか和らげるとか、そういうことを考えられたらどうなのかなと思います。ちょうど学習指導要領が大きく変わるときでもあるし、ある意味学校の中のカリキュラム自体はすごく変わりますでしょう。そこら辺を考えられたらどうだろうかと思えますね。

【山本教育長】 行政側の苦労はわかるし、私もやっているから一緒なのですが、こうやってなかなかうまくいきませんのでというのは、それはよくわかります。しかし、教育委員会というのは、あくまでも執行機関としての独立した機関だから、どういう教育をするのかというのが根本になるわけで、そのためであれば市長に対してもっと地域の活性化に向けてこういうことをやってくださいというのが教育委員会でやるべき議論内容だけでも、今回この学校とこの学校を統合したいといった話があったけども、どんな学校に生

まれ変わらせようとしているかの議論がない。それがあって初めて議論できるのではないのでしょうか。あと子どもたちが置かれている現状はこういうことで、それが何年間放置されている、そういうことは教育委員会としてこれ以上看過できるのかどうかということもちゃんと委員の中で議論しなければいけないのですが、いまだに説明を聞いたら、新しいこういうルールをつくったらうまくいきますということしかない。でも、私が理解しているのは、今対象になっている2つの中学校区のためにこの条例をつくるというのは違うでしょう。それはあくまでまず2つの中学校区でどういう教育環境の改善をしなければならない喫緊の課題に追い込まれているのかどうか。追い込まれているから大きい作業に入っただけでしょう。しかしながらそれが改善されているのか、自然的に改善されているのか、より深刻になっているのか、その場合に教育委員会事務局はどんな学校を、どんな教育環境をそこに提示しようとしているのか、それはどれぐらい時間的余裕があるのかということころがはっきりしない。それを押さえたうえで議論する必要があると思います。あとはここでいろいろ苦労してきた内容というものをあわせて、生野だけよくなればよいということではないから、生野のほかの地域も含めて、新しい考え方としてこういうルールを用意しますと。もう少し整理されたものでないといけないし、一番肝心の新しい生野中学、新しい田島中学がどういう学校なのかという説明が全然ないのに、教育委員に何を求めているかがよくわかりません。ちょっとしんどい状況にありますということを訴えたのと、それを抜けるためでもないけれども、そこでやり方失敗したから次はこんなやり方でやろうとしていますという説明だけをしている。それでは難しいのではないかと思います。

【山口生野区担当教育次長】 生野区に着任して3年目になりますけれども、かかわってきた感想として、スタートしたころ以上に、やはり教員の若年化による学校の状況はそれぞれしんどくなっています。やはり長引けば長引くほどしんどくなるということと、着任した年に生野の教育ということで9年通じて子どもたちをどう育てていくかとか、一定キャリア教育の必要性であるとか、そういったところも示してはきたのですが、なかなか地域ごとの温度差もある中で、うまく進めてこられなかったというのは私の反省点としてはあります。今御指摘いただいたみたいに新しい学校はどうか、これは教育上の問題としてどうなのだとということをもう一度整理をします。

【山本教育長】 いろいろつまずいている、事実そうかもしれないけど、このような仕事はつまずくことがあって当たり前なのです。すっきり行くわけがない。そこはあまり気にせずに、今の状況の中で本当にいい学校づくりをする一つのチャンスだと捉えればよい

のであって、本当にどんな学校をつくりたいかということ、保護者や、今後学校へ行く人にとっても、行ってみたいと思う学校になりますよというのをちゃんと具体的に委員に説明してもらえれば、委員はそのことについて、ここはどうするのという議論ができる。そこでそれならばということであれば、それは市長に対して具体的にはその作業には金も要れば、人員も要れば、いろんなパワーが必要になってくるわけだから、それを教育委員会として訴えに行くという形でしょう。正しいことをやっけていて、こういうものをつくりたいというものがあるならば、それをまずちゃんと明確に言った上で、執行機関としてそれはなるほどだなと思えば、あとは教育委員会に権限があるわけだから、その方向で進めて、でも、お金と人をつけてもらえるかどうかは今度市長がお考えになるわけだから、相談して、まとまればやればいいと思います。いろんなごたごたがずっと続いたことにあまりとらわれ過ぎずに、それはそれでまた別の観点で十分配慮していかなければいけないけれども、やっぱり教育委員会が根本としてしなければならぬことに沿って、ちゃんと整理して議論いかなければならぬという気はしますね。

【森末委員】 今教育長がおっしゃったことは確かにそうですね。とはいいいながら、そういう提示をしていただいて判断いただく。それでも地元がなかなかオーケーと言わないので、進められませんという形になるのであれば、それは条例化も私は必要かなと思っています。議案書の12ページの中で一番何が大事かということ、(6)ですね。正直言うとこれが肝なのですね。意見を聴取すべきことを規定してあります。聴取して真摯に協議して意見を聞く。聞いたけども、だめならそれでもやりますよということは最終的には必要かもわからない。ただ、そこに至るまでにやはりどういう学校をつくるかということの説明いただいた上で、やはりこれは進めるべきで、あくまでも地元の全員の合意を得るということは無理なので、それはそれでやるべきだと私は思っていますが、そこには多少時間がかかるかなと思います。

議案第93号「市会提出予定案件（その20）について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

高等学校等奨学金は、もとは同和対策事業の一環として実施されたもので、高等学校等への進学を奨励し、教育の機会均等と人材の育成を図るため、昭和62年より貸与してきたものである。しかしながら、平成13年度までに同和対策事業の根拠法が期限切れを迎えたことに伴い貸与事業が終了し、現在は返還に係る債権管理に取り組んでいるところである。

昨年度と同様、債務者が破産による免責決定を受けたことにより、法的に徴収不能となった債権について、令和2年2月、3月市会において、債権放棄の議案を上程するものである。また、議案を上程するに当たり、公表による二次被害を防止するため、借り受け者の住所及び氏名については、昨年同様掲載しないこととしている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第94号「市会提出予定案件（その21）について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は訴訟の和解であり、今後大阪市会に御審議をお願いする必要があるものである。

当事者は、三菱マテリアル株式会社であり、事件概要は、北区の三菱マテリアル社の事業地において、平成13年8月に汚染物質が検出されたことが明らかになり、ここに隣接している北稜中学校敷地で平成16年度から22年度まで、校舎建て替え工事などにあわせて計4回土壌調査を実施したところ、そのうち2回についてマテリアル社事業地で検出されたものと同種の汚染物質が検出されたという状況があった。このため、北稜中学校の汚染土壌の除去などの工事を実施したが、本件訴訟は平成28年6月にこれら各種調査や土壌改良工事などに要した費用相当額、4,083万3,737円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払いを三菱マテリアル社に対して求めたという訴訟である。この度裁判所から、三菱マテリアル社の主張も踏まえ、本市教育委員会が請求を放棄すること、その他本件訴訟を終了させることを前提とした解決の方策の検討を求める旨の提案があったため、和解をいたしたいと考えている。和解の要旨として、本市は本件訴訟における請求を放棄するとともに、三菱マテリアル社は本市に対して本市の教育活動への協力として、800万円を寄附するものとして合意書を交わしたいと考えている。なお、本件の訴訟代理人弁護士からは、本市にとって良い条件であり、和解することは相当であるという所見を頂戴している。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 裁判所で和解条項をつくるということですね。

【忍学校環境整備担当部長】 はい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第61号「市会提出予定案件（その13）について」を上程。

森本学校経営管理センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は給与の過払いにより生じている返還金78万3,385円について、債権者が自己破産したことに伴い、その債権を放棄するものである。本市としては、適切な債権管理を行う観点から、免責決定後、直ちに債権を放棄するのではなく、任意弁済が可能である旨の文書を送付したが、債務者からは連絡がなかったために弁済の意思がないものと判断して、通常の不良債権の事項に準じた年数である5年を既に経過していることから、今般債権を放棄するため、来年2月開催予定の市会議案を上程するに当たりお諮りするものである。本件については、債務者が現職の職員であることや、今般手当の受給申請における悪意の存否等につきまして、悪意の立証は困難であるなどのリーガルチェック等の結果を踏まえて検討を重ね、改めてお諮りするものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 前回で問題点を指摘させていただいて、それに対してリーガルチェックもやったということなので、私これで結構だと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第95号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は体罰、とりわけ部活動中の暴力行為による懲戒処分に関する案件である。

被処分者は淀川区の中学校主務教諭及び前校長である住吉区の中学校校長の2名である。

処分内容については、暴力行為を行った当該教諭は停職1月、前校長は減給3月とした。現校長の管理監督責任については行政措置として文書訓告が相当であると考え。本件概要について、当該教諭は平成30年9月ごろから令和元年9月3日にかけて、自身が顧問を務めていた同校の女子バスケットボール部の部員生徒らに対し、複数回にわたり体罰、暴力行為及び暴言を行った。また平成30年度まで同校校長であった前校長は、平成30年9月及び31年の2月に同校が実施した体罰・暴力行為防止のための児童生徒アンケートにおいて、当該教諭の暴言を訴える記載があったにもかかわらず、これについて部員生徒らへ

の聞き取りや事実確認のほか、教育委員会への報告を怠っていた。本件事案に関して当該教諭は現在、既に部活動顧問から外れているが、部活動顧問による部活指導中の暴力行為等が発生した場合の対応についての規定に基づき、当該教諭を本件処分確定後、原則1年以上部活顧問への復帰はさせないこととする。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 アンケートで当該教諭が「殺すぞ」という言葉を発した、これが事実であれば、教育者としてはもう許されない言葉だと思っています。部活は1年離れるということなのですが、この先生は担任や教科担当というのは継続して持たれるということですよ。暴力はだめというのはもう浸透してきていると思うのですが、行き過ぎた暴言、「殺すぞ」という発言などは論外の話であって、やはり今後、部活動を外れたとしても、子どもと接することが毎日あると思いますので、そういう言動、態度をきちんと改めてもらいたいと思います。

【森末委員】 現校長は行政措置ですね。半年間把握できなかったという話ですかね。大体こんな感じで文書訓告となっているのでしょうか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 今回の議案については、6月14日に別の体罰事案の行政措置を行っているにもかかわらず、それ以降も体罰が続いていたということもありますので、指導はしていたものではあります。結果的にそういうことが起こっている、年度内に2回発生しているということを踏まえました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
